

患者様各位

交通事故による受診時の治療費に関する重要なお知らせ

当院では「加害者側の任意保険による一括対応については対応しない」こととしており、以下の方針に基づき患者様への治療を提供いたします。

◎全額自費による診療

この場合、患者様は加害者側の保険会社に対して請求する権利がありますが（民法第709条、損害賠償請求権）、その支払いが確定するまでの費用をご負担いただくことになります。概要については別紙のフローチャートをご参考お願い致します。

◎健康保険を利用した診療

交通事故による受診でも、法律上、健康保険を利用することが認められています（健康保険法第86条）。概要については別紙のフローチャートをご参考お願い致します。

なお加害者側の任意保険会社と患者様の間での交渉や支払いに関して、当院は一切介入いたしませんのでご了承ください。

交通事故等による受診時の治療費に関するフローチャート

以下のフローチャートは、患者様が交通事故に遭われた場合の治療費に関する選択肢を示したものです。ご自身の状況に合わせて、1または2の方法をお選びください。

1. 全額自費による治療

(1)来院および受診

(2)健康保険を利用しないため、診療費を全額自己負担でお支払いいただきます。

(3)診療終了後、加害者側保険会社への請求

診療後、患者様は加害者側および加害者側保険会社に治療費を全額請求する権利があります（民法第709条）。その他領収書、明細書等書類については、保険診療での受診時と同様となります。

交渉や請求は患者様ご自身で行っていただきます。

- (4) 上記手続きに関しては必ずご自身で直接ご確認ください。当院では診療行為に関する以外の手続き等については、責任を持ちかねます。

2. 健康保険を使用した治療

(1)来院

- (2)マイナ保険証を提出し受診します。

- (3)健康保険適用により、窓口で自己負担分の医療費（通常3割など）をお支払いいただきます。

- (4)診療終了後、ご自身の加入している健康保険組合へ必要書類を提出します。治療費については、患者様ご自身で加害者および加害者側保険会社と交渉、請求していただきます。

(5)領収書、明細書等書類

領収証、明細書は診療後に当院から発行いたします。またレセプト（診療報酬明細書）や診断書等も発行可能です。有料になる書類もありますので、必ず事前にご相談ください。なお個人情報が含まれておりますので、当院からは患者様にのみ、発行させていただきます。

- (6)保険会社との交渉や支払いについては患者様ご自身で対応していただきます。

- (7) 上記手続きに関しては必ずご自身で直接ご確認ください。当院では診療行為に関する以外の手続き等については、責任を持ちかねます。